

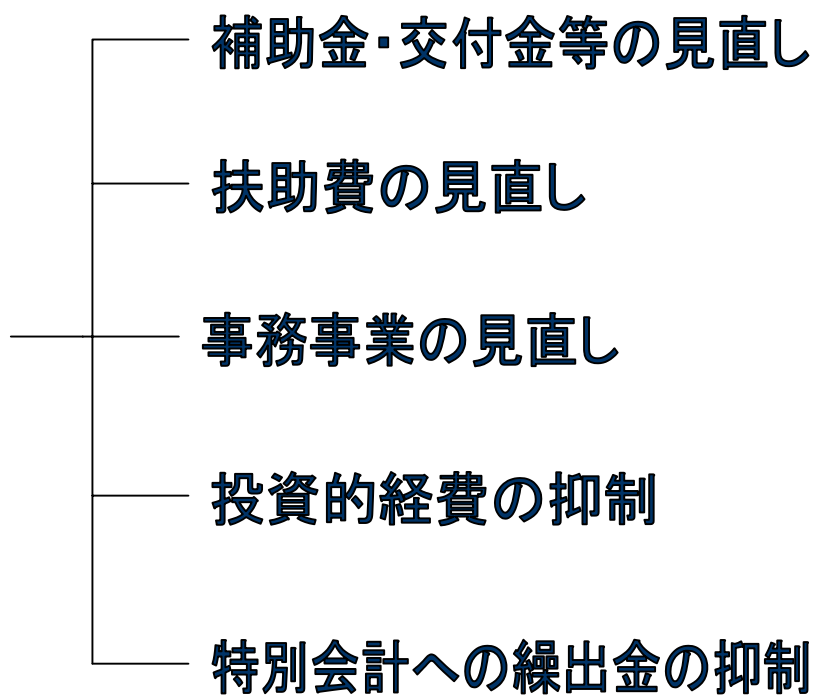
第7 事務事業の見直しと施策の転換

1 基本方針

職員、財産、予算を効率的に活用して、最大の効果を発揮できるように、^{注12}義務的経費を含め事務事業の見直しを行い、成果目標の達成に向け、優先性や効率性など質の向上を図りながら、市税をはじめとする市民の貴重な財源を有効に配分します。

2 改革の体系

事務事業の見直しと施策の転換



注12) 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない極めて硬直性の強い経費。人件費、扶助費、公債費の3つの費目をいう。

3 改革の方策

(1) 補助金・交付金等の見直し

補助金・交付金については、これまでも運営費補助については3年を周期とした見直しを、また、事業費補助については予算編成時に見直しを行ってききましたが、今後は、公益性、適格性、効果性などの観点から、客観的な判断をするための「補助金見直し基準」を定め、見直しを行います。

(2) ^{注13} 扶助費の見直し

国の社会保障に対する利用者負担の考え方は、「受益者負担」へ転換されてきている中で、真に行政の責任で福祉サービスを必要とする者に対し、持続的にサービスを提供していくため、これまで比較の見直しの対象とされていなかった福祉サービスについても見直しを図ります。

(3) 事務事業の見直し

財政健全化を図るには、より精度の高い事業選択と重点的な財源の配分が必要となります。そこで、今後も事務事業の評価を行い、必要性などを検証しながら、事務事業の縮小又は廃止のほか、事務事業の選択とメリハリのある配分を行います。

(4) 投資的経費の抑制

投資的経費については、これに伴う市債の発行が、後年度の財政硬直化を招く要因となることから、市民生活に密着する事業に配慮しつつ、なお一層の抑制に努めます。

また、引き続き公共工事のコスト縮減に取り組みます。

(5) 特別会計への繰出金の抑制

高齢化の進展に伴う医療費や介護サービスに係る経費の増加、また、公共下水道事業を積極的に実施したことによる^{注14}公債費の増加により、今後の特別会計への^{注15}繰出金は高い水準で推移することが予想されます。

そこで、特別会計においては、独立採算の原則を念頭に、支出の抑制と積極的な歳入の確保に努め、財政の健全化を図ります。

注13) 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき支給する費用及び地方公共団体が実施している各種助成や給付に係る費用。

注14) 公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の利子。

注15) 繰出金

一般会計と特別会計相互間において支出される経費。